○厚生労働省告示第二十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条の六第一項（同法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、再評価を受けるべき医薬品の範囲を指定したので、同項及び同法第十四条の六第三項（これらの規定を同法第十九条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該医薬品の範囲並びに再評価を受けるべき者が提出すべき資料及びその提出期限を次のように告示する。

平成二十四年一月二十日

厚生労働大臣　小宮山洋子

一　医薬品の範囲

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第四十二条第一項第二号に規定する医療用医薬品のうち、別表に掲げるもの

二　再評価を受けるべき者が提出すべき資料

再評価に係る医薬品の有効成分の種類、投与経路、剤型等に応じ、薬事法施行規則第四十条第一項第一号トに掲げる資料。ただし、当該再評価に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を提出することを要しない。

三　提出期限

平成二十七年五月三十一日

別表

次に掲げる成分を有効成分として含有する単味剤

1　リゾチーム塩酸塩（軟膏剤、貼付剤及び点眼剤を除く。）

2　プロナーゼ（散剤を除く。）

○農林水産省告示第百五十四号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十三年十月一日から同年十二月三十一日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、三九七、九〇〇円
褐毛和種	一頭につき、三〇七、四〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、一二七、三〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、八九、二〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、一二七、三〇〇円

○農林水産省告示第百五十五号

犬等の輸出入検疫規則（平成十一年農林水産省令第六十八号）第四条第一項の規定に基づき、平成十一年十二月二十七日農林水産省告示第千六百二十八号（犬等の輸出入検疫規則第四条第一項の規定に基づき、農林水産大臣の指定する地域を定める等の件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

「、ノルウェー（スヴァルバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）」を削る。

○農林水産省告示第百五十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪字赤坂五二九四のイ、五三三五の二、五三四一のイ、五三四二、字山畑五三四三から五三四六まで、字柑子原口五三六二から五三七一まで、字城五三七二、字取蕨五三七六から五三七八まで、五三八二の一、五三八二の二、字柑子原五五八五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字赤坂五二九四のイ・五三四一のイ・五三四二・字柑子原口五三六二から五三六九まで（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、五三七〇、字城五三七二・字取蕨五三七六・字柑子原五五八五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県庁及び箕輪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県大田原市須賀川字要害五〇〇〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字要害五〇〇〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び大田原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町富山字馬河内二五六五

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字馬河内二五六五（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十四年一月二十日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県塩谷郡塩谷町大字船生字清水三六六六、三六七二、字要害本屋敷三六八二の一、字木ノ下裏八二八四、字的場八三一四、字要害下八三二六の一から八三二六の三まで、八三二六の六、八三二六の七、八三二六の一〇、八三二六の一一、字山久保八三二九、字袋鳥屋八三三三の一

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び塩谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）